

環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（案）

（ 令和 7 年 月 日
環 境 省 ）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、環境省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

なお、本計画における用語の定義は政府実行計画による。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、環境省が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2040 年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、環境省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 88% 以上削減、2035 年度までに 89% 削減、2040 年度までに 90% 以上削減することを目標とする。

この目標は、環境省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

環境省の船舶（沖縄奄美自然環境事務所、皇居外苑管理事務所）の使用に伴う排出及び環境省が福島県内で実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、2030 年度までは上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量削減に向けては、まずは実行可能な削減対策に率先して取り組むとともに、排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検することとする。なお、2030 年度以降については、事業の特性や実施状況を踏まえ、適切な時期にこれらの分野の温室効果ガスの排出量の削減目標を設定することとする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030 年度には、設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50% 以上に太陽光発電設備が設置され、2040 年度には 100% 設置されることを目指す。

2. 建築物の ZEB 化

今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

また、今後改修時期を迎える既存建築物についても、原則 ZEB Oriented 相当以上となるよう、計画的に設備改修に取り組むこととする。さらに、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

環境省の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については、全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、計画の対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた環境省のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに環境省で調達する電力の100%を再生可能エネルギー電力とし、2030年度以降についても調達を継続する。

6. フロン類の排出抑制

環境省の事務及び事業に伴い使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器からのHFCsの使用時漏えい量（Scope1に該当）について、2040年度までに2023年度比で80%削減する。

7. プラスチックごみの排出抑制及びリサイクル

2030年度までに環境省から排出されるプラスチックごみを2025年度比で30%削減するとともに、排出量の70%をリサイクルを行い、また、リサイクルできないものについては、熱回収を行うこととし、有効利用率100%を目指す。

V. 措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

（1）太陽光発電の最大限の導入

令和7年4月に策定した、環境省における太陽光発電の導入に関する整備計画に基づき、IVに示す目標の達成に向け計画的な整備を進める。

ア 環境省が新築する庁舎等の建築物における整備

環境省が新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を

避難所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 環境省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

環境省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ PPA モデルをはじめとした第三者保有方式の活用

太陽光発電の設置に要する初期費用の平準化、施設管理者の負担軽減等の観点から、自己所有方式に加えて、第三者保有方式（PPA モデル、リース、屋根貸し）の活用も検討し、太陽光発電の導入を加速化する。

エ 太陽光発電設備の適切な廃棄・リユース・リサイクル

導入に当たっては、リユース設備の調達及び廃棄時のリサイクル可能性を考慮する。また、導入した太陽光発電設備を廃棄する際には、リユースを検討したうえで、リユースを行わない場合はリサイクルを行うこととし、リサイクル技術が確立していないものについては適正な処理を行う。

オ 整備計画の見直し

取組の進捗状況等を踏まえ、随時見直しを行う。

（２）ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、環境省が保有する建築物等への導入を率先して進める。

また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討する。

（３）蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

① 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入する。

② 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、環境省の保有する建築物に地中熱、太陽熱、バイオマス熱、雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

２．建築物の建築、管理等に当たっての取組

（１）建築物における省エネルギー対策の徹底

① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策が徹底され、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして運用することができるよう、設備、機器等を選択、整備する。

- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

- ③ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとする。加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建物全体でZEB Oriented相当以上の性能を満たすことを原則とし、計画的に取り組むこととする。また、内装改修や単一の設備更新のみを予定しているような場合でも、併せて省エネ性能向上のための措置を可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ④ 庁舎等に高効率空調機や高効率給湯器を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ⑤ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。
- ⑥ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、2040年までに環境省が管理するHFCs使用機器の80%に常時監視システムの導入を目指す。
- ⑦ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
- i) 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）及び事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令43号）において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意しつつ、気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
 - ii) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- ⑧ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑨ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑩ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（防災上

必要な部分を除く。)などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。

- ⑪ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑫ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ⑬ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。
- ⑭ 燃料を使用する設備については、燃料使用量の継続的な削減を進めるとともに、脱炭素化された電力による電化やカーボンニュートラルな燃料への転換等を進める。なお、設備の脱炭素化にあたっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえて検討する。
- ⑮ 省エネルギー診断やその結果に基づく省エネ対策の実施に当たっては、以下の方針に基づき進める。また、必要に応じてESCOの活用を検討する。
 - i) 環境省の各施設における積極的な省エネルギー診断の実施に努める。その際、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の基本方針に基づき進める。
 - ii) 省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととする。
 - iii) 施設・機器等の更新時期を踏まえ、高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。
 - iv) 省エネルギー診断を実施した結果は、環境省のホームページで公表する等の方法により、情報公開を図る。
- ⑯ エネルギー管理の徹底を図るため、小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から順次ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入し、エネルギー消費量の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善を図る。なお、BEMSの導入に当たっては、経済合理性にも配慮する。
- ⑰ BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果をホームページにおいて公表する等、情報公開を図る。

（２）建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

建築物の運用時に加え、以下の取組を進め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。また、ライフサイクルカーボンの算定について、国土交通省官庁営繕部で実施する取組と連携して検討を進める。

- ① 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。
 - i) 建設資材は、再生されたもの又は再生できるものを可能な限り使用する。

- ii) コンクリート塊や廃ガラス等の建築廃材やスラグを路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。
 - iii) 支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。また、建設廃棄物処理指針（平成22年度版）に基づき、建設廃棄物等の発生抑制、再生利用について仕様書等に明示するよう努め、建設業者による建設廃棄物等の適正処理のみならず、発生抑制、再生利用促進による焼却量低減を促す。
- i) 建設業に係る指定副産物の再生利用や新規用途の開発を促進する。
 - ii) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。
- i) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
 - ii) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
 - iii) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- ④ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。
- また、グリーン購入法の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。
- ⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCsを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑥ 建築物の建築等に当たっては、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。
- i) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
 - ii) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ⑧ 建築工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に基づき、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用

し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

- ⑨ 業務用エアコンの冷媒に用いられているH F C sについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にH F C sを適切に回収する。

(3) 新しい技術の率先的導入など2050年ネット・ゼロの実現を見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ① 公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。
- ② 環境省の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では、代替可能な電動車がない場合であっても、計画の対象期間中に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。
- ③ 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。また、シェアリングの活用も検討する。
- ④ 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ⑤ 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
 - i) 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。
 - ii) アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
 - iii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（V I C S）対応車載器を積極的に活用する。
 - iv) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(2) LED照明の導入

- ① 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、環境省全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とする。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量

の抑制を図る。また、必要に応じリースなどの活用も検討する。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に基づき、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。
- ② 2030年度までに環境省で調達する電力の100%を再生可能エネルギー電力とし、2030年度以降についても調達を継続する。
- ③ 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。また、長期的には、追加性を意識し再エネ導入量の増加に寄与する電力調達の方法を検討する。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) GX製品の率先調達

物品・役務調達において、その供給量や価格を踏まえて、グリーンスチールが使用された物品（オフィス用品、公用車等）の導入を図るとともに、公共工事を実施する際にも、グリーンスチールが使用された資材等の使用に努める。

(6) 庁舎等から排出する産業廃棄物の処理委託時の配慮

- ① 環境省が管理する庁舎等から排出する産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、環境配慮契約法の基本方針に則り、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。
- ② 電子マニフェストの利用は、用紙類の使用量の削減に資するものであることから、環境省が管理する庁舎等においては、原則として電子マニフェストの利用を入札時の要件とすることなどにより、排出事業者として電子マニフェストの利用を徹底する。
- ③ 庁舎等から排出される小型家電の処理は、委託先を認定事業者とするなど金属資源等が確実にリサイクルされる事業者を選定する。

(7) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に本省においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - ・警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・業務上支障のある場合
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、電動車の優先利用を図る。
- ④ 来庁者に対しても電動車の優先利用、自動車利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 環境省の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒 等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、各府省庁の部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ F A Xは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

オ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

カ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機を、HFCsを使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態に合わせた設置台数の適正化を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- ① 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、食堂などで使用される業務用冷蔵庫、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。
- ② 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒にHFCsを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。

- ③ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、保有機器リストを作成のうえ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t（CO₂換算）を超えた場合には環境大臣に報告をする。

なお、使用時漏えい量の算定に当たっては、業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の機種別の内訳を把握する。

- ④ フロン排出抑制法に基づく情報処理センターを活用して充填証明書・回収証明書の交付を電子化する。
- ⑤ 冷媒にHFCsを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準に則って冷媒回収を徹底する。
- ⑥ 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

庁舎等の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF₆の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

コ CO₂吸収型コンクリートの活用

CO₂吸収型コンクリートについて、環境省として率先調達に努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

（1）廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、政府として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ プラスチックごみの汚れを洗浄した上で分別し、適切なリサイクル事業者に引き渡す。
- ⑤ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑥ 食べ残し、食品残滓^{ざんし}などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

- ⑦ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- ⑧ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、グリーン購入法の基本方針に基づき、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(3) 環境省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 環境省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 環境省が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

(4) 政府の事務・事業におけるScope 3 排出量への配慮

環境省の事務及び事業におけるScope 3 排出のうち、重要度の高いカテゴリーについて排出量の算定を行う。また、廃棄物処分量の低減、よりカーボンフットプリント（CFP）の低いオフィス製品の購入といった取組を進め、Scope 3 排出量の低減を目指す。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。
- ② 事務の見直しによる夜間残業削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ③ テレワーク推進やウェブ会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

「デコ活宣言」を実施している省として、職員に、内窓の設置等による持ち家の断熱化や省エネ性能の高い賃貸物件の選択、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 新庁舎における取組

令和9年度に移転予定の新庁舎については、大規模な既存建築物の改修において ZEB Ready の認証を取得したところであり、建材一体型を含む太陽光パネルの設置や木材の利用、外構部での環境配慮型コンクリートの使用など、既存ビルの改修でできる限りの環境性能の向上に取り組むこととしている。これらを着実に実現するため、上記に基づく取組を含め、以下について重点的に取り組む。

- ① 新庁舎の設計時の省エネ性能 (ZEB Ready) が適切に発揮されるよう、運転管理委託業務の発注段階から、当該省エネに関する運用方針等に基づく運転管理を実施できるよう必要な措置を講ずる。
また、運用段階では、快適な執務環境を提供しつつ、エネルギー管理システム (BEMS) を活用した運転管理を行い、より高い省エネ性能を発揮するよう改善に取り組むと共に、エネルギーの見える化による温室効果ガスの排出量の削減に関する情報発信などを行う。
- ② 冷媒に HFCs を使用する業務用エアコン等については、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムを導入する。また、フロン排出抑制法に基づく情報処理センターを活用して充填証明書・回収証明書の交付を電子化する。
- ③ ペロブスカイト太陽電池については、生産体制や施工状況の確立等などの社会実装の状況を踏まえつつ、導入について検討する。
- ④ グリーンステールを活用したオフィス用品等の GX 製品の導入については、その供給量や価格を踏まえて検討し、率先調達に努める。

VII. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、環境省実施計画推進本部（以下「推進本部」という。）において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理統括は、事務次官が行う。推進本部の構成員は、事務次官、地球環境審議官、官房長、総合環境政策統括官、地球環境局長、水・大気環境局長、自然環境局長、環境再生・資源循環局長、環境保健部長、地域脱炭素推進審議官、原子力規制庁次長、地方環境事務所長とする。
推進本部の庶務は、地球環境局地球温暖化対策課と大臣官房会計課が連携して行う。
- ② 本計画を含む政府全体の進捗状況の点検結果については、毎年度、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、取りまとめ結果をホームページ等適切な方法を通じ公表する。

VIII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

環境省が所管する独立行政法人国立環境研究所及び環境再生保全機構、特殊法人中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して、政府実行計画に準じた2030年度以降の目標設定及びそれに基づく取組を促す。なお、本取組の点検については、VIIの実施状況の点検を通じて行う。

IX. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

排出削減計画は、まず2030年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。

【総括表 環境省全体】

環境省温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	855, 820	609, 182	202, 193	-76. 4%
施設の電気使用	kg-CO2	6, 259, 656	3, 263, 066	0	-100%
（電気使用量）	kWh	13, 245, 380	16, 460, 794	14, 424, 773	+8. 9%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0. 473	0. 198	0	-0. 473
施設の燃料使用	kg-CO2	1, 134, 313	880, 771	729, 940	-35. 6%
その他	kg-CO2	20, 313	8, 135	15, 489	-23. 7%
合計	kg-CO2	8, 270, 103	4, 761, 154	947, 622	-88. 5%

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

環境省温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	45. 4 (118 件)	50
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	70. 3	100
L E D照明の導入割合	%	71. 0	100
使用する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	46. 7	100

※政府実行計画に基づき、環境省の船舶（沖縄奄美自然環境事務所、皇居外苑管理事務所）の使用に伴う排出及び環境省が福島県内で実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出は削減目標の対象外としているため、上記表の各数値に含まれていない。

※本省及び原子力規制庁本庁の移転を予定しており、本計画の決定時点の設計を基に計算を行っている。

【本省・本庁】

環境省本省及び原子力規制庁本庁の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	68,354	28,154	39,445	-42.3%
施設の電気使用	kg-CO2	1,190,409	746,819	0	-100%
（電気使用量）	kWh	3,422,812	4,419,530	3,373,898	-1.4%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.348	0.169	0.000	-0.473
施設の燃料使用	kg-CO2	322,866	154,509	138,045	-57.2%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	1,581,629	929,482	177,490	-88.8%

環境省本省及び原子力規制庁本庁の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	-	-
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	100	100
L E D照明の導入割合	%	90.6	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	17.0	100

※本省及び原子力規制庁本庁の移転を予定しており、本計画の決定時点の設計を基に計算を行っている。

○主な削減対策と削減効果

- ① 省エネルギー診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ② ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の活用によるエネルギー管理の徹底
- ③ 燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を検討
- ④ 抜本的な働き方改革による電気使用量等の削減

○2030 年度における単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量の削減目標

- ・2030 年度における単位当たりの温室効果ガス排出量：6.62kg-CO2/m²
- ・2030 年度における単位面積当たりの電気使用量：81.9kWh/m²
- ・2030 年度における単位面積当たりのエネルギー供給設備等で使用する燃料の量：0.11GJ/m²

【地方支分部局等】

地方環境事務所の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	743, 428	507, 890	147, 321	-80. 2%
施設の電気使用	kg-CO2	2, 484, 549	1, 357, 912	0	-100%
（電気使用量）	kWh	4, 551, 848	5, 897, 615	5, 986, 639	+31. 5%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0. 546	0. 230	0. 000	-0. 546
施設の燃料使用	kg-CO2	512, 260	426, 469	375, 886	-26. 6%
その他	kg-CO2	67	0	0	-100%
合計	kg-CO2	3, 740, 304	2, 292, 272	523, 207	-86. 0%

地方環境事務所の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	45 (117 件)	50
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	82. 8	100
L E D照明の導入割合	%	66. 5	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	57. 0	100

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車（代替可能な電動車がない場合等を除く）・L E D照明の 100%導入
- ③ 省エネルギー診断の結果やB E M S の活用によるエネルギー管理の徹底
- ④ 燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を検討
- ⑤ 抜本的な働き方改革による電気使用量等の削減

○推進体制

各地方環境事務所の対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。

【地方支分部局等】

国民公園等管理事務所の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	9,302	4,112	2,966	-68.1%
施設の電気使用	kg-CO2	825,061	5,203	0	-100%
（電気使用量）	kWh	1,945,634	2,627,214	1,377,153	-29.2%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.424	0.002	0.000	-0.424
施設の燃料使用	kg-CO2	164,315	134,921	119,761	-27.1%
その他	kg-CO2	20,246	8,111	15,461	-23.6%
合計	kg-CO2	1,018,924	152,347	138,188	-86.4%

国民公園等管理事務所の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	100 (1 件)	50
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	75.0	100
L E D 照明の導入割合	%	12.1	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	99.5	100

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車（代替可能な電動車がない場合等を除く）・L E D 照明の 100% 導入
- ③ 省エネルギー診断の結果や B E M S の活用によるエネルギー管理の徹底
- ④ 燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を検討
- ⑤ 抜本的な働き方改革による電気使用量等の削減

○推進体制

国民公園等管理事務所の対策の実施責任者は庶務科長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。

【地方支分部局等】

生物多様性センターの温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	1, 087	654	822	-24. 4%
施設の電気使用	kg-CO2	99, 124	0	0	-100%
（電気使用量）	kWh	244, 148	270, 058	265, 313	+8. 7%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0. 406	0. 000	0. 000	-0. 406
施設の燃料使用	kg-CO2	33	0	0	-100%
その他	kg-CO2	0	0	0	-%
合計	kg-CO2	100, 244	654	822	-99. 2%

生物多様性センターの温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	-	-
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	-	-
L E D照明の導入割合	%	41. 1	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	100	100

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車（代替可能な電動車がない場合等を除く）・L E D照明の 100%導入
- ③ 省エネルギー診断の結果やB E M S の活用によるエネルギー管理の徹底
- ④ 燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を検討
- ⑤ 抜本的な働き方改革による電気使用量等の削減

○推進体制

生物多様性センターの対策の実施責任者は管理科長とし、対策の徹底を図るため各科の長で構成される委員会を設置する。

【地方支分部局等】

環境調査研修所の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	13	190	34	+161.5%
施設の電気使用	kg-CO2	284,083	0	0	-100%
（電気使用量）	kWh	699,713	576,414	657,218	-6.1%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.406	0.000	0.000	-0.406
施設の燃料使用	kg-CO2	80,054	75,598	73,716	-7.9%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	364,151	75,788	73,750	-79.7%

環境調査研修所の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	-	-
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	100	100
L E D照明の導入割合	%	60.9	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	100	100

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車（代替可能な電動車がない場合等を除く）・L E D照明の100%導入
- ③ 省エネルギー診断の結果やB E M Sの活用によるエネルギー管理の徹底
- ④ 燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を検討
- ⑤ 抜本的な働き方改革による電気使用量等の削減

○推進体制

環境調査研修所の対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。

【地方支分部局等】

国立水俣病総合研究センターの温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	5,793	7,811	4,031	-30.4%
施設の電気使用	kg-CO2	929,503	777,136	0	-100%
（電気使用量）	kWh	1,551,758	1,784,832	1,926,974	+24.2%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.599	0.435	0.000	-0.599
施設の燃料使用	kg-CO2	25,444	22,140	17,303	-32.0%
その他	kg-CO2	0	24	28	—
合計	kg-CO2	960,740	807,111	21,362	-97.8%

国立水俣病総合研究センターの温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	50.0	100
L E D照明の導入割合	%	69.6	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	4.0	100

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車（代替可能な電動車がない場合等を除く）・L E D照明の100%導入
- ③ 省エネルギー診断の結果やB E M Sの活用によるエネルギー管理の徹底
- ④ 燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を検討
- ⑤ 抜本的な働き方改革による電気使用量等の削減

○推進体制

国立水俣病総合研究センターの対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。

【地方支分部局等】

原子力規制庁（本庁除く）の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	27, 843	60, 465	7, 574	-72. 8%
施設の電気使用	kg-CO2	446, 927	375, 902	0	-100%
（電気使用量）	kWh	829, 467	885, 130	837, 578	+1. 0%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0. 539	0. 425	0. 000	-0. 539
施設の燃料使用	kg-CO2	29, 341	67, 135	5, 545	-81. 1%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	504, 111	503, 501	13, 119	-97. 4%

原子力規制庁（本庁除く）の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	-	-
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	18. 9	100
L E D照明の導入割合	%	20. 1	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	5. 7	100

※本省及び原子力規制庁本庁の移転を予定していることから、本庁を除いて計算を行っている。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車（代替可能な電動車がない場合等を除く）・L E D照明の 100%導入
- ③ 省エネルギー診断の結果やB E M S の活用によるエネルギー管理の徹底
- ④ 燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を検討
- ⑤ 抜本的な働き方改革による電気使用量等の削減

○推進体制

原子力規制庁の対策の実施責任者は長官官房参事官（会計担当）とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。